

# 大竹市災害廃棄物処理計画 概要版 令和3年9月

## 1. 計画策定の背景・目的

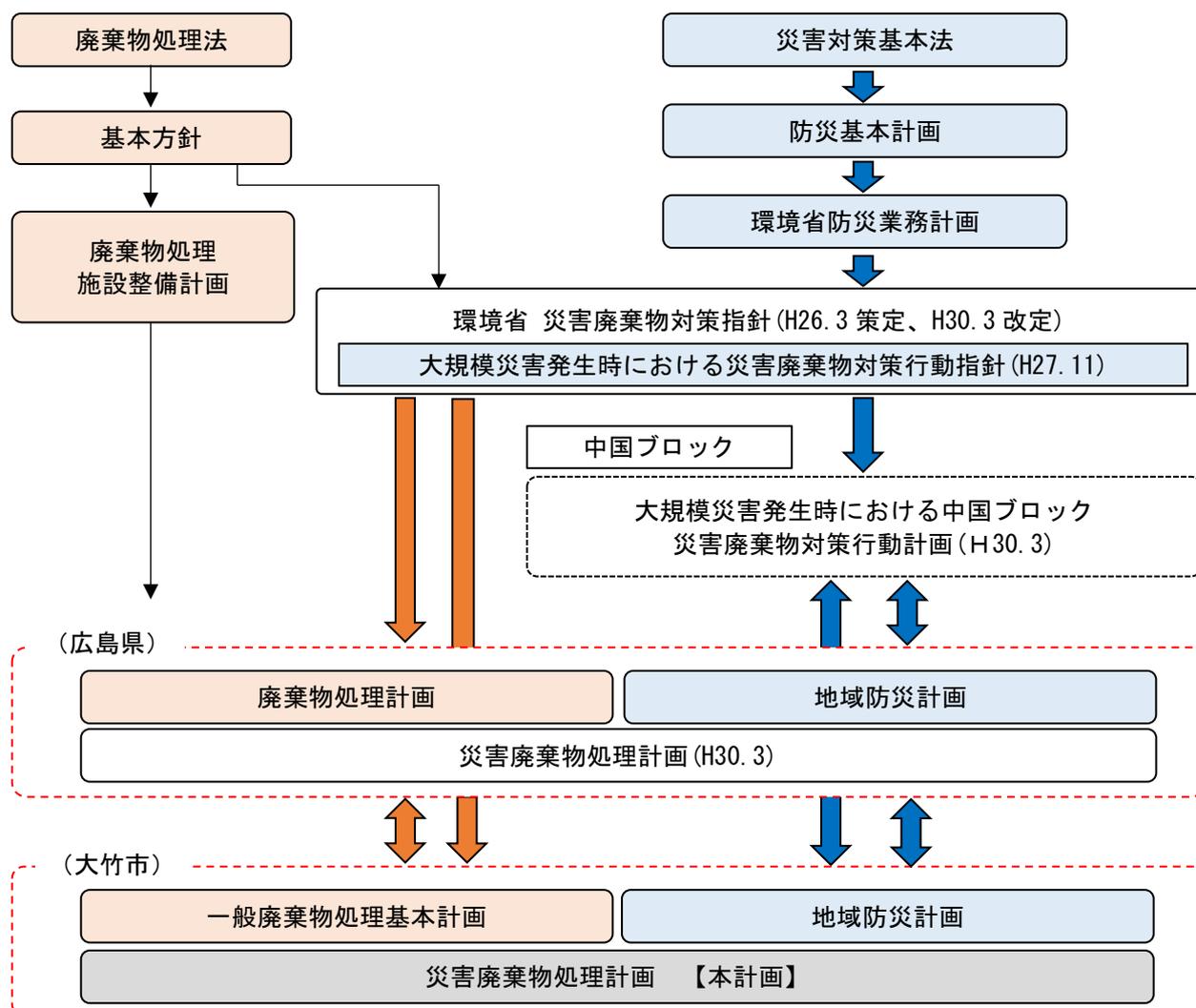
大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、復興のためには迅速な処理が必要となります。

そのため、国は平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定、広島県は平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本市においても今後、発生が懸念される大規模な災害に備え、災害で発生した廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うことで、市域の生活環境の保全及び早期の復旧・復興を目的として、「大竹市災害廃棄物処理計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「広島県災害廃棄物処理計画」との整合を図りながら、「大竹市地域防災計画」と「大竹市一般廃棄物処理基本計画」を補完するものとして、災害廃棄物処理に関する対策の基本的な考え方等を取りまとめたものです。



出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）をもとに作成

### 3. 対象とする災害及び廃棄物

#### (1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害・風水害及びその他自然災害全般とします。なお、その他の自然災害により発生した災害廃棄物についても、本計画に準じて処理します。

#### (2) 想定する地震災害

本市で大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震を本計画における想定災害とします。

対象地震	地震の規模 (M)	地震のタイプ	津波の有無
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間	有

出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）をもとに作成

#### (3) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、主に、対象とする災害により発生する災害廃棄物、避難所から発生する避難所ごみ及びし尿とします。

### 4. 大竹市の役割

災害廃棄物は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物に該当し、本市がその処理の責務を負います。

#### 災害発生時における本市の対応事項

- 災害廃棄物の発生状況及び施設被害状況等の各種情報収集
- 仮置場の選定・設置運営
- 災害廃棄物・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処分
- 広島県、近隣市町及び民間支援団体等との連携協力体制の調整・支援要請
- 災害廃棄物処理実行計画の策定 等

### 5. 災害廃棄物処理の基本方針等

#### (1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理にあたっては、作業の安全性や生活環境の保全を確保するとともに、速やかに復旧・復興が進められるよう、国、広島県、近隣市町、民間事業者及びその他関係団体等が協力して対応することを基本とします。

#### (2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減及び資源の有効活用の観点から、可能な限り分別し、再生利用（リサイクル）により減量を図ることで、最終処分量を低減させます。

#### (3) 処理期間

災害廃棄物の処理期間は、過去の災害事例を踏まえ 3 年以内（風水害の場合は 1 年以内）の処理完了を基本とします。

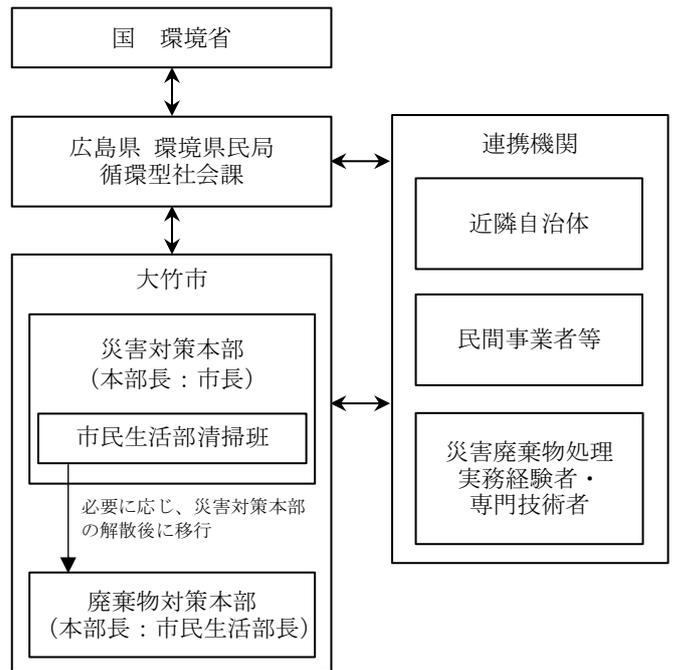
#### (4) 処理体制

本市における平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者等と連携して災害廃棄物処理体制を構築します。

## 6. 組織体制

本市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市長は災害応急対応を行うための災害対策本部を設置し、災害廃棄物処理等を行います。

また、災害廃棄物処理の長期化等の状況に応じ、必要な場合は、市民生活部内に「廃棄物対策本部」を設置し、災害廃棄物の適正な処理を行います。



## 7. 協力・支援体制

### (1) 他市町との協力・支援

職員の被災状況、一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物発生推計量等を踏まえ、処理に必要な人員・資機材等の確保が困難と判断した場合には、広島県を通じて、他市町等への支援要請を行います。

### (2) 災害廃棄物処理事務の委託・代替執行

災害により、本市の行政機能自体に影響があるなど、災害廃棄物の処理を本市のみで行うことが困難な場合は、広島県への事務の委託等を行います。

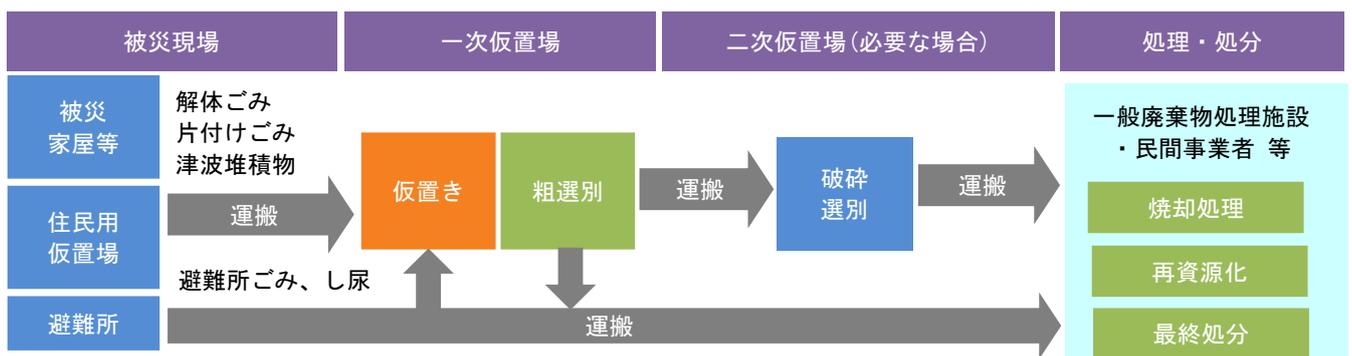
### (3) 民間事業者との連携

災害廃棄物処理を円滑に行うことができるよう一般廃棄物収集運搬・処理委託業者に対して協力要請を行います。また、必要に応じて、広島県が協定を締結している民間事業者団体等に対して、広島県を通じて協力を要請します。

## 8. 災害廃棄物処理の流れ

一定規模以上の災害では、発生した災害廃棄物を、一次仮置場に搬入し粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行います。

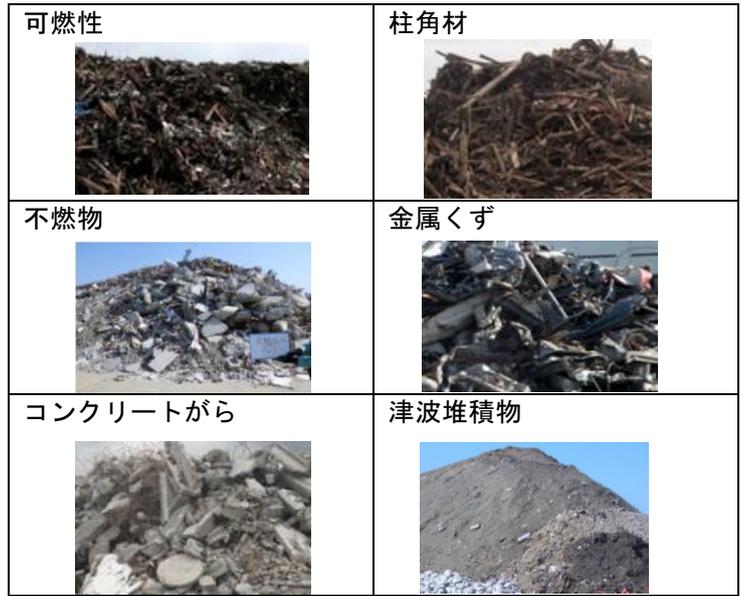
処理にあたっては、市や民間の既存施設を最大限活用し、可能な限り再資源化に努めますが、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、県内他市町や県外も含めた広域処理等を行うことで、目標期間内（地震災害3年、風水害1年）の処理完了を目指します。



## 9. 災害時に発生する廃棄物

想定災害における、災害時に発生する廃棄物量は、以下のとおりです。

災害廃棄物発生推計量	
可燃物	52,000 t
不燃物	52,000 t
コンクリートがら	149,000 t
柱角材	16,000 t
金属	19,000 t
津波堆積物	43,000 t
計	331,000 t



【参考】風水害発生時の災害廃棄物発生推計量

土砂災害廃棄物	181,000 t
水害廃棄物	4,400 t

## 10. 仮置場

災害により、市の処理施設等で一度に処理しきれない大量の災害廃棄物が発生した場合は、被災状況等に応じて市有地（公園等）等に、災害廃棄物を一時的に集積する仮置場を設置します。

なお、被災状況によっては、仮置場の選定にあたって必要に応じて広島県に支援・助言を求めるとともに、県有地の利用について調整を依頼します。



一次仮置場の必要面積

想定災害	可燃物 (㎡)	不燃物 (㎡)	津波堆積物 (㎡)	合計 (㎡)
南海トラフ巨大地震	45,300	53,600	10,400	109,300

## 11. 処理・処分

本市が災害廃棄物処理の実行主体となりますが、既存の廃棄物処理体制では処理能力の不足が見込まれるため、市内外の民間事業者等の処理能力の把握及びリスト化を行い、併せて災害廃棄物の処理に関する協定の締結に努めるなど、平時から災害時における処理能力の確保を図ります。

また、広島県や国と連携し、県外での処理も含めた広域処理についても事前に調整・検討します。

## 12. 避難所ごみ・し尿の処理

避難所から発生する生活ごみ及びし尿の収集運搬・処理は、平時と同様に本市が行います。平時の処理体制での対応が困難な場合は、近隣市町とも連携し、処理体制を確保します。また、必要に応じて広島県を通じて民間事業者と協定に基づく協力を要請します。